

約款新旧対照表

項		旧 (変更前)	新 (変更後)
17条 (3) ニ	追加	<p><b>17 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款第 15 条 (2) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。</p> <p>(2) 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置したWEBサイト (請求額に係る電子データ等を蓄積しお客様の閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。) に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。このとき、当社はWEBサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客様へのご請求を行ったものといたします。</p> <p>(3) お客様の料金は、本約款第 18 条 (1) イ、ロまたはハにより支払われる場合は、それぞれ次の日 (以下総称して「支払期日」といいます。) までに支払うものとします。</p> <p>イ 本約款第 18 条 (1) イにより支払われる場合は、別途当社がお客様に通知する日</p> <p>ロ 本約款第 18 条 (1) ロにより支払われる場合は、支払義務発生日の翌日から起算して30 日目</p> <p>ハ 本約款第 18 条 (1) ハにより支払われる場合は、別途クレジットカード会社お客様に通知する日</p> <p>(4) お客様が料金を本約款第 18 条 (1) ロにより支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。</p>	<p><b>17 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款第 15 条 (2) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。</p> <p>(2) 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置したWEBサイト (請求額に係る電子データ等を蓄積しお客様の閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。) に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。このとき、当社はWEBサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客様へのご請求を行ったものといたします。</p> <p>(3) お客様の料金は、本約款第 18 条 (1) イ、ロまたはハにより支払われる場合は、それぞれ次の日 (以下総称して「支払期日」といいます。) までに支払うものとします。</p> <p>イ 本約款第 18 条 (1) イにより支払われる場合は、別途当社がお客様に通知する日</p> <p>ロ 本約款第 18 条 (1) ロにより支払われる場合は、支払義務発生日の翌日から起算して30 日目</p> <p>ハ 本約款第 18 条 (1) ハにより支払われる場合は、別途クレジットカード会社お客様に通知する日</p> <p><b>ニ 本約款第 18 条 (1) ニにより支払われる場合は、別途収納代行会社お客様に通知する日</b></p> <p>(4) お客様が料金を本約款第 18 条 (1) ロにより支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。</p>
18条 (1)	変更	<p><b>18 料金その他の支払方法</b></p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。<u>そのときの支払いにともなう費用は、お客様の負担といたします。なお、料金の支払いは、次によるものとし、ロに定める支払いは法人のお客様のみとします。</u></p>	<p><b>18 料金その他の支払方法</b></p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。<u>料金の支払いは、次のイ、ロ、ハ、ニのいずれかによるものとし、イ、ロ、ハの申し出がない場合は、ニに定める方法とします。</u></p>
18条 (1) イ	変更	<p>イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>	<p><b>イ 口座振替</b></p> <p>お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。<u>ただし、当社所定の審査により口座振替をお断りする場合があります。</u></p>
18条 (1) ロ	変更	<p>ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、この場合に振込手数料等が発生する場合は、お客様の負担とします。</p>	<p><b>ロ 請求書払い</b></p> <p><u>大口の法人であるお客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、この場合に振込手数料等が発生する場合は、お客様の負担とします。ただし、当社所定の審査により請求書払いをお断りする場合があります。</u></p>
18条 (1) ハ	変更	<p>ハ お客様が、当社が指定しているクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>	<p><b>ハ クレジットカード</b></p> <p>お客様が、当社が指定しているクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>
18条 (1) ニ	追加		<p><b>ニ 払込票</b></p> <p>当社が指定している収納代行会社との契約にもとづき、その収納代行会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払っていただきます。なお、発行の度ごとに払込票発行手数料として300円 (税別) を申し受けるものとします。ただし、本条 (6) に定める再発行手数料を申し受ける場合は、これに払込手数料が含まれるものとします。</p>

18条(2)	変更	<p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金とそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p>	<p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、<u>ハ</u>または<u>ニ</u>により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金とそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ニ (1)ニにより支払われる場合は、原則として、料金とその収納代行会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p>
18条(6)	変更	<p>(6) お客さまの料金のお支払いが確認できず、再請求する際には、その度ごとに再請求手数料として1,000円を申し受けるものとします。</p>	<p>(6) お客さまの料金のお支払いが確認できず、再請求する際には、その度ごとに再請求手数料として1,000円<u>(税別)</u>を申し受けるものとします。</p>
18条(7)	追加		<p>(7) お客様は、当社がお客様に対して有する電気料金等の債権を当社が定める金融機関・収納代行業者等の業務委託先(以下、「代理請求事業者」といいます)に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。お客様は、本項に基づき当社が代理請求事業者に債権を譲渡する場合において、代理請求事業者が業務に必要とする氏名・住所等の情報を当社が代理請求事業者に提供することをあらかじめ同意するものとし、その債務については、本約款17条(3)、18条(1)および(2)にかかわらず、代理請求事業者が別に定めるところによることにあらかじめ同意するものとします。</p>
20条	追加	<p>料金適用開始の日以降2年に満たないで電気需給契約を廃止または解約される場合は、解約違約金として、金2,000円(非課税)を申し受けます。ただし、引っ越し等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする電気需給契約の廃止の申し出の場合であって、お客さまの引越先が当社の供給区域ではない等、お客さまが当社と新たな電気需給契約を締結しないことについてやむをえない事情がある場合、当社は、解約違約金を申し受けません。</p>	<p>料金適用開始の日以降2年に満たないで電気需給契約を廃止または解約される場合は、解約違約金として、金2,000円(非課税)を申し受けます。ただし、引っ越し等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする電気需給契約の廃止の申し出の場合であって、お客さまの引越先が当社の供給区域ではない等、お客さまが当社と新たな電気需給契約を締結しないことについてやむをえない事情がある場合、当社は、解約違約金を申し受けません。</p> <p>その他、イベント・キャンペーン等でお客様に付加価値を還元する場合、当社は別途特別違約金(非課税)を申し受ける場合があります。この場合、当社は金額・対象期間等の適用条件を明示し、お客様はこれに同意するものとします。</p>